

保育料徴収基準額表

別表第1(第3条関係)

(令和5年4月1日以降)

各月初日の保護者等の属する世帯の階層区分		保育料の月額	
階層区分	定 義	満3歳未満保育認定子ども ※0歳から満3歳になった次の4月1日を迎えるまでの子ども	
		保育標準時間	保育短時間
第 1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親である世帯	0円 (0円)	0円 (0円)
第 2	第1階層を除き、 市町村民税非課税世帯	0円 (0円)	0円 (0円)
第 3 a	第1階層を除き、 市町村民税均等割のみ課税世帯	12,500円 (19,500円)	12,400円 (19,300円)
第 3 b	48,600円未満	15,600円 (19,500円)	15,500円 (19,300円)
第 4 a	48,600円以上 57,700円未満	19,200円 (30,000円)	19,000円 (29,600円)
第 4 b	57,700円以上 66,800円未満	19,200円 (30,000円)	19,000円 (29,600円)
第 4 c	66,800円以上 77,101円未満	24,000円 (30,000円)	23,700円 (29,600円)
第 4 d	77,101円以上 97,000円未満	24,000円 (30,000円)	23,700円 (29,600円)
第 5 a	97,000円以上 133,000円未満	31,200円 (44,500円)	30,800円 (43,900円)
第 5 b	133,000円以上 169,000円未満	34,800円 (44,500円)	34,300円 (43,900円)
第 6 a	169,000円以上 235,000円未満	42,700円 (61,000円)	42,100円 (60,100円)
第 6 b	235,000円以上 301,000円未満	44,600円 (61,000円)	43,900円 (60,100円)
第 7	301,000円以上 397,000円未満	54,400円 (80,000円)	53,600円 (78,800円)
第 8	397,000円以上	57,500円 (104,000円)	55,800円 (102,400円)

※ 保育料の月額欄内の上段金額が榎原市の定める保育料(保護者に負担いただく額)です。

下段()内の金額は国の定めに基づいた上限額(参考)です。

別表第2(第3条関係)

第 1 欄	第 2 欄
1人目の子ども	保育料徴収基準額表に定める額
2人目の子ども	0円
3人目以降の子ども	0円
※ 100円未満の端数は切り上げる。	

別表第3(第3条関係)

階層区分	保育料の月額	
	保育標準時間	保育短時間
第3a階層	5,000円	5,000円
第3b階層	6,300円	6,200円
第4a階層	7,700円	7,600円
第4b階層	7,700円	7,600円
第4c階層	9,000円	9,000円

※裏面に備考記載※

備考

- 1 別表第1において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による保育必要量の認定区分（次号において「認定区分」という。）が1日当たり11時間までの保育の利用をいう。
 - (2) 保育短時間 認定区分が1日当たり8時間までの保育の利用をいう。
 - (3) 市町村民税所得割合算額 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
 - (4) 均等割 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
 - 2 別表第1における市町村民税所得割合算額を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。
 - 3 4月分から8月分までの保育料にあっては前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあっては当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。
 - 4 保護者等の属する世帯の階層区分の認定に当たり、保護者等が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する場合は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、市町村民税の額を算出する。
 - 5 負担額算定基準子ども（令第13条に規定する負担額算定基準子どもをいう。）が同一の世帯に2人以上いる場合の満3歳未満保育認定子どもに係る保育料は、別表第2の規定により計算して得た額とする。この場合において、当該負担額算定基準子どものうち、最年長の者を1人目の子ども、最年長の者の次に年齢の高い者を2人目の子ども、それ以外の者を3人目以降の子ともみなす。
 - 6 第3a階層から第4a階層に認定された保護者等の属する世帯（次項に規定する世帯を除く。）において、令第14条に規定する特定被監護者等が2人以上いる場合の満3歳未満保育認定子どもに係る保育料は、別表第2の規定により計算して得た額とする。この場合において、当該特定被監護者等のうち、最年長の者を1人目の子ども、最年長の者の次に年齢の高い者を2人目の子ども、それ以外の者を3人目以降の子ともみなす。
 - 7 第3a階層から第4c階層に認定された保護者等の属する世帯が次に掲げる世帯の場合の満3歳未満保育認定子どもに係る保育料は、この表の規定にかかわらず、それぞれ別表第3に掲げる額とする。ただし、当該世帯において令第14条に規定する特定被監護者等が2人以上いる場合の保育料は、当該特定被監護者等のうち、最年長の者以外の者は無償とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者（令第4条第4項に掲げる教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）の属する世帯
 - (2) 次のいずれかに該当する者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていない者の属する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
 - オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者
- (3) その他市長が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者の属する世帯
- 8 保護者等の属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯の階層区分を第8階層と推定し、別表第1の規定を適用する。
- 9 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童に係る保育料は、第1階層に掲げる額と同額とする。

保育料に関するお知らせ

橿原市の保育料については、国の定めた徴収金基準額にもとづいて、おおむねその55～80%に軽減し設定しています。ご理解をいただいた上、納付期限までに納付いただくようよろしくお願いいたします。

1. 保育標準時間認定と保育短時間認定の区分別に保育料が設定されます。

子ども・子育て支援新制度では認可保育園・認定こども園（保育園枠）等の利用にあたって、保育標準時間認定（1日最大11時間）と保育短時間認定（1日最大8時間）の区分が設定されます。保育短時間認定を受けた子どもの保育料は、保育標準時間認定を受けた子どもより低くなる場合があります。

2. 保育料の決定時期は4月と9月です。

保育料の決定時期は『4月』『9月』です。（4月～8月分は前年度市町村民税額を基に決定、9月～3月分は現年度市町村民税額を基に決定します）

※ ご家庭の状況の変化や所得の修正申告などがあった場合は保育料を再度算定させていただきます。その結果、決定済みの保育料に変更が生じ、すでにお支払いいただいた保育料との差額が発生した場合には、追徴または還付となります。ご了承ください。

【問い合わせ先】 橿原市役所 こども未来課

橿原市内膳町1丁目1番60号 分庁舎2階
TEL 0744-25-2790 FAX 0744-25-2221
Mail kodomo@city.kashihara.nara.jp